

## 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための熊本市立学校及び幼稚園 の臨時休業措置の延長について（通知）

熊本市教育委員会

### 1. 臨時休業措置を延長する期間

熊本市立の小学校、中学校、高等学校、専門学校、特別支援学校及び幼稚園については、学校保健安全法第20条による臨時休業措置の期間を、令和2年（2020年）5月31日（日）まで延長する。

なお、これまで2週間に1度設けることができた臨時登校（園）日については、5月7日から延長する臨時休業期間中は当面の間中止とする。また、本市リスクレベルが4の「特別警報」と判断された場合は、現在臨時休業措置している期間においても臨時登校（園）日を設けることができない。

### 2. 臨時休業期間中の児童生徒への指導について

児童生徒への指導については、令和2年（2020年）4月13日付け教支発第47号での通知に基づき指導を行い、保護者に対してもこのことについて理解を求めるとともに、子どもの健康管理等について協力を求めること。

### 3. 臨時休業期間中の児童生徒等の学習について

臨時休業期間中の児童生徒等の学習については、指導課からの事務連絡に基づき家庭学習用教材例を活用すること。また、引き続きインターネット環境や学校配備のタブレット等を活用した、児童生徒に対するオンライン授業等を実施すること。

### 4. 部活動について

学校教育活動である部活動については、臨時休業措置の末日までの間は休止とする。

### 5. 学校での児童の預かりについて

臨時休業期間中は児童育成クラブも閉設の措置としていることから、令和2年（2020年）4月6日付け教指発第21号に基づき、臨時休業に伴う学校での児童預かりを引き続き実施すること。

### 6. 臨時的在宅勤務の取扱いについて

臨時休業期間中であっても、教職員は通常どおり勤務を要することとなるが、感染拡大防止のため「臨時的在宅勤務」について、積極的に実施すること。